

指名停止措置について

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 秋山優樹 東京都新宿区西新橋3-7-1

2 指名停止の期間

平成28年12月14日 ～ 平成29年 2月13日 (2カ月間)

3 指名停止の理由

東亜建設工業株式会社は、国土交通省四国地方整備局発注の松山空港の地盤改良工事等において、過失による粗雑工事を行ったことにより工事目的物に重大な瑕疵を生じさせたなどとして、平成28年11月17日に国土交通省関東地方整備局長から営業停止処分を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準の第3号(過失による粗雑工事)に該当するため。

「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 3 当該部局の管轄区域内における工事で前号に掲げる以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施行に当り、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上3カ月以内

平成28年12月14日

四国森林管理局長 大山 誠一郎



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060